

町政を問う！

一般質問

2名の議員が登壇しました



弱視を早期発見、予防する「屈折検査」の導入は

町長：屈折検査導入に向け準備を進める。

問 視覚発達を遂げる視覚感受性は6歳くらいまでで、その間に正常に脳の視覚領域が発達しなければ、眼鏡やコンタクトレンズを使用しても十分な視力を得られない弱視になる。弱視を予防するには早期発見・早期治療が肝要である。

厚生労働省が「弱視」を予防するため目のピントが合っているかを調べる「屈折検査」を3歳児健診に導入するよう全国の市区町村に促す方針を示したことから、本町の3歳児健診時に、保健師による検査が可能な屈折検査機器の導入を検討すべきと考えるが、町長の考えを伺う。

答

「屈折機器」は、屈折や瞳孔径、瞳孔間の距離を測る機器で、目の診察、問診、視力検査に併用するスクリーンング（選別）機器として薦められており、弱視等の早期発見に一定の効果があるものと認識している。

日本眼科医学会も3才児健診における「屈折検査」を推奨しており、厚生労働省が令和4年度予算要求において機器整備を進める方針とのこと、検査機器導入に向けて検討を進める。導入に関しては、現在の3歳児健診の体制、人員や検査実施場所の確保の課題などを整理し、導入済みの近隣市町村の状況を確認するとともに、3歳児健診に携わる医師の意見も聞きながら進めていく。

問

本町の母子保健事業における乳幼児健康診査は、3歳1・2か月児健診が最後で、これ以降は「屈折検査」を受ける機会がない。新たに「屈折検査」が取り入れられた場合、すでに4歳以上になつていて検査の対象にならない子どもも、保護者の希望があれば検

答

査対象に加えることはできないか。

現在の健診体制の中でどのように進めていくかは、人員配置、施設の整備など環境の整備が必要である。乳幼児健診のほかにも一般成人健康診査など年間を通し、さまざまな保健事業を展開しており、今後どのような体制が確保できるかが課題になるが、「屈折検査」の重要性は認識している。全体的な状況を鑑みながら検討を加えていきたい。

3歳児健診での検査実施は明言するが、町外から転入される未就学児も増えており、転入前の自治体での健診受診状況を把握した上で、本町での検査体制をどのようにするかなど、4・5歳児の「屈折検査」については、体制整備を勘案しながら総合的に判断する。

問

3歳児健診を行う際、眼科医や視能訓練士による健診を行っている自治体は少ない状況にあり、保健師が屈折検査機器を使って検査をする自治

答

体が増えていく。本町の3歳児健診は、毎年、健診1回当たりの受診人数は10人に満たない。機器1台の購入で対応できることから、本町の子ども夢基金を活用し早期に導入することについての考えを伺う。

行財政改革を進めてきた中で、財源として一定の基金が確保できている。基金は町民の財産である。国の補助制度があればその制度を有効に活用することが町民の財産の有効利用になる。子ども夢基金単独での整備は考えていない。また、導入については総論としては賛成であるが、3歳児は感受性が高く、薄暗い部屋での検査で子どもが適切に答えてくれるのか、導入済みの自治体の状況を鑑みて、どう環境を整備するかを確認した上で進めていきたいということである。近隣自治体と共同での実施もあり得ることから、条件、連携も考えながら、確実に「屈折検査」を受けられるよう進めていく。

ずばり

9月定例会では

住宅耐震化促進の取り組みは

町長…積極的なPRを継続して行う。

問 耐震化促進の取り組みとして、耐震診断、耐震改修、解体への助成を実施しているが、耐震診断、耐震改修の実績は0件。今年度改定する耐震改修促進計画において住宅耐震化促進をどのように進めていくのか。

答 耐震診断では助成率3分の2（上限4万円）、耐震改修では5分の1（上限100万円）

は空知管内でも条件が最も良い。解体工事は例年十数件の実績はあるものの、耐震診断、耐震改修は実績はない状況。地震の少ない地域であることや所有者が高齢など耐震改修や建て替えにはあまり積極的ではないように見受けられる。

昭和56年以前に建てられた住宅に対する耐震診断、耐震改

修の必要性、重要性を訴えかけ、きめ細やかで、積極的なPRを継続していく。

問 耐震診断、耐震改修の取り組みが進まないというデータは全国的に見られる。地震の被害を考えると、現に住み続けている住宅に耐震への対策が重要となる。耐震化への意識付けには、まず耐震診断を受けてもらうことが重要となることから、診断料を無料にするもしくは、リフォーム助成を受ける方には、該当する住宅に限り耐震診断を義務付けるなど力強い施策が必要では

ない。

答 耐震診断を優先すべきとのことであるが、耐震診断にはその後の耐震改修がリンクしてくる。安易に耐震診断を進めることで、改修の必要がない住宅まで診断することとなる。また、診断料を無料にすることで昭和56年以前の建物

はすべて診断することになりかねない。所有者がその住宅をどうするかという考え方に基づいた対策が必要であることから現段階では行う考えはない。

サイクリングロードの整備と

観光資源としての有効活用は

町長…整備に向けた再点検と

観光パンフレットへの表記を考える。

問 ふるさと公園が令和5年5月グランドオープンに向け整備が進んでいる。ふるさと公園は本町の観光拠点となり町内外から多くの方が訪れる場所となる。このふるさと公園を軸とした本町の魅力発掘とふるさと公園を生かした観光振興をどのように行う考えか。

答 リニューアルしたふるさと公園を中心にかげのび、開拓記念館など既存の観光資源との結びつきを一層高めるとともに、町内飲食店を合わせてPRするなどふるさと公園を核とした町の活性化を進める。また、町外からの誘客に向け、新聞広告やインターネット、テレビなどを活用し効果的な手法でPRに注力していく。

問 町内にはサイクリングロードがある。自転車は健康面、環境面、経済面などから注目され、年齢問わず誰もが楽しめるツールになっている。町内にあるサイクリングロードを活用することで、ふるさと公園と町内の観光資源を自転車を活用して結ぶ観光資源の一つとなると思われる。サイクリングロードの整備と新たな観光マップ等にサイクリングロードを表記し、サイクリングロードを観光資源の一つとして生かしてはいかがか。

答 サイクリングロードは、例年ロード脇の草刈りや倒木処理、路面の舗装補修を行っているが、整備後30年近く経過しているため傷んでいる箇所も多く、快適に利用できる状況にない。今年度、路線全体の再点検を行い、来年度において安心して利用できるような修繕していく。また、ふるさと公園リニューアル後の観光パンフレット更新時に合わせて、サイクリングロードを盛り込んでいきたい。



サイクリングロード